

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業」を目指し、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であり続けるための経営を推進しています。その実現にあたっては、公平で公正な経営を執行・監督するための仕組みを構築すると共に、その拠り所となる理念を明確にすることが重要であると考えています。

(1) 当社グループは、将来にわたって引き継ぐべき「心」にあたる「グループ共有理念」と、その時代において進むべき方向性、つまり「体の動かし方」にあたる「事業活動ビジョン」から構成される「TOTOグループ経営に関する理念体系」を制定し、すべての事業活動の拠り所にしていきます。

<グループ共有理念>

【社是】

「愛業至誠」

「良品と均質」「奉仕と信用」「協力と発展」

【TOTOグループ企業理念】

私たちTOTOグループは、社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業を目指します。

そのために

- 水まわりを中心とした、豊かで快適な生活文化を創造します。
- さまざまな提案を通じ、お客様の期待以上の満足を目指します。
- たゆまぬ研究開発により、質の高い商品とサービスを提供します。
- 限りある資源とエネルギーを大切にし、地球環境を守ります。
- 一人ひとりの個性を尊重し、いきいきとした職場を実現します。

【TOTOグループ企業行動憲章】

TOTOグループは、各国・地域において公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在であり続けたいと考えています。その実現のために、TOTOグループで働くすべての人々が社是・企業理念に基づき高い倫理観を持って活動し、社会的責任を果たしていくことを目指します。

この「TOTOグループ企業行動憲章」は、ステークホルダーの皆様の満足を実現するために、TOTOグループで働くすべての人々の活動の基本スタンスとするものです。

- 私たちは、お客様満足を目指し、地球環境に配慮した安全で誰にでも使いやすい商品やサービスを提供します。
- 私たちは、透明で公正な行動で良識ある事業活動を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
- 私たちは、社会とのコミュニケーションを行い、積極的に企業情報を開示するとともに、各種情報の保護・管理を徹底します。
- 私たちは、働くすべての人々の多様性、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、尊厳と豊かさを実現します。
- 私たちは、地球環境問題を人類共通の課題と認識し、企業の存在と活動に必須の要件としてグローバルな観点から主体的に取り組みます。
- 私たちは、企業市民として、地域や社会に積極的に貢献します。
- 私たちは、反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。
- 私たちは、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献します。
- 経営トップは、自らの役割としてTOTOグループはもとより、取引先をはじめとするサプライチェーンに対して、企業倫理の徹底を図ります。
- 経営トップは、本憲章に反するような事態が発生したときには、自らが問題解決にあたります。

(2) 取締役会・監査役会・会計監査人を設置し、法令及び定款に適合した業務執行の決定及び職務執行を行います。

取締役会においては、公平性・客観性・透明性を重視し、当社から独立した社外取締役2名を招聘しており、当社の経営全般についての様々な助言・提言をいただいています。

また、取締役の職務執行を監査する監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されています。取締役会をはじめとする主要会議への出席・取締役との定期的な意見交換等により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

(3) 監査役監査、会計監査人監査に加え、より高い内部監査システムを確立するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、内部監査の充実を図っています。また、監査役、会計監査人及び内部監査室各々による監査(三様監査)を実施すると共に、監査役による各監査結果の確認や情報連絡会など相互の緊密な連携により、監査の実効性強化・質的向上に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,317,000	6.87
明治安田生命保険相互会社	20,716,832	5.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,440,000	5.21
日本生命保険相互会社	10,787,382	3.05
野村信託銀行株式会社(投信口)	6,688,000	1.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,175,399	1.74
BBH BOSTON FOR FIDELITY CONTRAFUND:ADVISOR NEW INSIGHTS FUND	6,057,481	1.71
積水ハウス株式会社	5,343,000	1.51
TOTO持株会	5,261,489	1.49
日本特殊陶業株式会社	5,095,000	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、名古屋 第一部、福岡 既存市場

決算期 3月

業種 ガラス・土石製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
【取締役関係】	
定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
小川弘毅	他の会社の出身者									△			
榎田和彦	他の会社の出身者									△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川弘毅	○	西部瓦斯株式会社 相談役	長年にわたり西部瓦斯株式会社の経営に携わり、住宅関連業界にも精通していることから、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知見に基づく貴重な意見を取締役会において提言いただいていることを鑑み、従来の枠組みにとらわれることのない視点を当社の経営に反映し監督機能を発揮していただくため。なお、独立役員の指定にあたっては、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触しない上、当社が独自に定める「独立役員の要件」を満たしていることを確認し、取締役会において決議している。
			長年にわたり住友軽金属工業株式会社(現株

樹田和彦	○	株式会社UACJ 相談役 積水樹脂株式会社 社外取締役 株式会社CKサンエツ 社外取締役 サンエツ金属株式会社 社外取締役 式会社UACJ)の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知見に基づく貴重な意見を取締役会において提言いただいていることを鑑み、従来の枠組みにとらわれることのない視点を当社の経営に反映し監督機能を発揮していただくため。 なお、独立役員の指定にあたっては、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触しない上、当社が独自に定める「独立役員の要件」を満たしていることを確認し、取締役会において決議している。
------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	8	0	4	2	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	0	1	2	1	2	社外有識者

補足説明 更新

【指名諮問委員会】

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。

委員会は、独立役員4名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

【報酬諮問委員会】

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。

委員会は、独立役員4名を含む社外委員5名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人より年度会計監査計画の提示を受けると共に、四半期レビュー結果の報告や年度末での会計監査結果の報告を受け、意見交換を行っています。

また、随時、会計監査人と会合を開き意見交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人による会計監査に同行するなど、密接な連携をとっています。

監査役と内部監査室とは、毎月、情報連絡会を開催し、双方の監査状況の把握、意見交換を行うなど、密接な連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され	

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹本正道	他の会社の出身者										△			
片柳彰	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹本正道	○	日東電工株式会社 相談役	長年にわたり日東電工株式会社(現日東電工株式会社)の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知見に基づいて、客観的・中立的な視点からの監査意見、助言をいただくため。 なお、独立役員の指定にあたっては、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触しない上、当社が独自に定める「独立役員の要件」を満たしていることを確認し、取締役会において決議している。
片柳彰	○	三菱UFJニコス株式会社 特別顧問 株式会社ワコールホールディングス 社外監査役	長年にわたり金融機関(現株式会社三菱東京UFJ銀行、現三菱UFJニコス株式会社他)の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い知見に基づいて、客観的・中立的な視点からの監査意見、助言をいただくため。 なお、独立役員の指定にあたっては、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触しない上、当社が独自に定める「独立役員の要件」を満たしていることを確認し、取締役会において決議している。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

その他独立役員に関する事項

< 当社の独立役員についての考え方 >

すべての社外取締役・社外監査役は、実質的に当社の経営者、及びあらゆる特定のステークホルダーからも独立した判断を下すことができる人財として招聘しておりますので、すべての社外取締役・社外監査役を独立役員として指定しております。

なお、社外取締役・社外監査役候補者については指名諮問委員会において当社が定める「独立役員の要件」(注)を満たしていることを必須条件として指定しております。

(注)「独立役員の要件」

・企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等(実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者)

・現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社(以下併せて「当社グループ」という。)の取締役(社外取締役は除く。以下同じ。)、

監査役(社外監査役は除く。以下同じ。)、会計参与、執行役又は支配人その他の使用人(以下併せて「取締役等」という。)となったことがない者

- ・現在又は過去における当社グループの取締役等(重要でない者を除く。)の3親等以内の親族でない者
- ・当社グループの主要な借入先である金融機関において、直近過去5年間取締役等となったことがない者
- ・当社グループとの間で、最近5事業年度のいずれかの年度に双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある取引先において、直近過去5年間取締役等となったことがない者
- ・当社グループから最近5事業年度のいずれかの年度に合計1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者(当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。)でない者
- ・当社の主要株主又は当社が主要株主である会社、当該会社の親会社、子会社又は関連会社の取締役等でない者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に対して、年次賞与を前事業年度の連結営業利益の0.8%を上限とし、業績に連動して支給すること、並びに、株式報酬型ストックオプションとして年額2億円、200個(1個は1,000株)の範囲で新株予約権を付与します。(2011年6月29日開催の第145期定時株主総会において決議)

ストックオプションの付与対象者 社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

当社の社内取締役に対する報酬制度において、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、中長期インセンティブとして、ひとつの企業価値指標である株価に連動した株式報酬型ストックオプションを導入しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役全員・監査役全員の基本報酬総額・年次賞与総額・株式報酬型ストックオプション総額、及び、それらの合計金額を開示しています。報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、事業報告、有価証券報告書において個別開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針
取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び社外取締役並びに監査役ごとの報酬限度額を決定しています。

イ.

取締役報酬は、基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストックオプションによって構成されており、株主総会で承認いただいた報酬限度枠内で支給されていること、並びに取締役報酬の決定プロセスと配分バランスの妥当性・客観性を報酬諮問委員会・取締役会を通じて確認しています。

さらに、当社の取締役報酬基本方針を次のように明文化しています。

<取締役報酬基本方針>

当社の取締役報酬は、

(1)株主様と利害を共有し中長期的な期待に応え、TOTOグループ企業理念の実現と企業価値の持続的な向上を図っていくため、各取締役の経営意欲創出につながる制度内容であること

(2)当社グループの将来を委ねる優秀な人材(※)・多様な人材を引き付けることができる魅力的な制度内容であること

(※)当社グループで働くすべての人々は「次世代を築く貴重な財産である」という考えから、「人材」ではなく「人財」と表記しています

(3)報酬諮問委員会・取締役会を通じ、取締役報酬の決定プロセス及び配分バランスの妥当性が確認されていること

を基本方針としています。

この取締役報酬基本方針並びに報酬諮問委員会からの提言に基づき、2011年6月29日開催の第145期定時株主総会において取締役の基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストックオプションの報酬限度枠は次のように決議されました。

・取締役の基本報酬総額:年額5億円以内(うち社外取締役分総額3,000万円以内)

・取締役(社外取締役を除く)の年次賞与総額:前事業年度の連結営業利益の0.8%以内

・取締役(社外取締役を除く)の株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権:年額2億円以内、上限200個(1個:1000株)
なお、取締役の年次賞与は「単年度業績連動賞与」と「複数年度業績連動賞与」に分けて支給することにしており、その内容は次の通りです。
・単年度業績連動賞与:前事業年度の連結営業利益の0.6%以内を支給
・複数年度業績連動賞与:連結営業利益が3期連続増益を達成した場合にのみ支給。
当初の連結営業利益目標(対外発表値)に対して
・目標達成率100%以上の場合:前事業年度の連結営業利益の0.2%以内
・目標達成率80%~100%未満の場合:前事業年度の連結営業利益の0.1%以内 を支給。
前事業年度の連結当期純利益が赤字の場合には、取締役の年次賞与は支給しません。
また、業務執行から独立した立場である社外取締役は基本報酬のみとしています。

ロ.
監査役報酬は、基本報酬によって構成されています。2011年6月29日開催の第145期定時株主総会において、基本報酬の総額は年額1億5,000万円以内にすることが決議されました。また、それぞれの監査役の基本報酬額は監査役の協議により職務と責任に応じて決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役)
・秘書室、経営企画部がサポート業務にあたっています。
・取締役会議題については事前説明を行っています。

(社外監査役)
・監査役室がサポート業務にあたっています。
・取締役会議題については事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社グループは、経営の客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し、企業価値を永続的に向上させることが企業経営の要であると考えます。

当社は監査役会設置会社の枠組みの中で、意思決定と監督、及び効果的かつ効率的な執行業務の仕組みを構築し、企業価値の持続的な向上を図っています。

(1)当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

【取締役及び取締役会】

取締役全員で構成する取締役会は、全社・全グループ最適視点の意思決定を行うことはもちろんのこと、ステークホルダー最適視点の意思決定、及び取締役相互の職務執行監督を行っています。

また、自らの業務執行を実践していくために、取締役会議長及び社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています(取締役兼執行役員)。社外取締役には当社グループが目指す経営を実践している先進企業の経営経験者を招聘しています。社外取締役は経験豊富な経営者としての高い知見に基づき、経営全般について様々な助言と提言を行っています。

また、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

【監査役及び監査役会】

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。

また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

【報酬諮問委員会】

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員4名を含む社外委員5名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

【指名諮問委員会】

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員4名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

【特別委員会】

特別委員会は、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針」(買収防衛策、以下「本プラン」という)の導入に伴い設置するものであり、取締役会に対し本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行います。公正性及び中立性の確保に資するため、当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者(弁護士、公認会計士、学者経験者等)により構成されています。

【内部監査】

内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、当社及びグループ会社の業務が法令や定款、企業理念、社内規定に従って適正かつ効率的に遂行されているか等について評価・検証を行っています。

【執行役員】

取締役会の意思決定事項を効果的かつ効率的に実務執行するために、執行役員制度を導入しています。

【経営会議】

取締役兼執行役員で構成する経営会議は原則月2回開催され、その審議を経て業務執行に関する重要事項を決定しています。

(2) 2015年度における取締役会・監査役会の構成

当社の取締役会メンバーは、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが重要であると考えています。また、社外役員については、取締役会による監督と監査役による監査という二重のチェック機能を果たすため、法定の監査役だけでなく、取締役会での議決権を持つ取締役が必要であり、共に高い独立性を有することが重要であると考えています。

2015年6月末現在、取締役会での議決権を持つ取締役12名は、当社グループにおいてキャリアを有する社内取締役10名、高い独立性を有する社外取締役2名で構成されています。

これらのメンバーがそれぞれの特性を活かして議論を行い、法令上及び経営上の意思決定と業務執行の監督を行っています。

また、監査役会は、当社グループにおいてキャリアを有する常勤監査役2名、高い独立性を有する社外監査役2名で構成され、適法性及び妥当性の観点から監査を行っています。

【取締役会の構成】

役名	氏名	社外取締役	報酬諮問委員会	指名諮問委員会	特別委員会
代表取締役	張本 邦雄	—	—	○	—
代表取締役	喜多村 円	—	—	○	—
代表取締役	猿渡 辰彦	—	—	○	—
代表取締役	古部 清	—	—	○	—
取締役	山田 俊二	—	○	—	—
取締役	清田 徳明	—	—	—	—
取締役	森村 望	—	—	—	—
取締役	安部 壮一	—	—	—	—
取締役	成清 雄一	—	—	—	—
取締役	林 良祐	—	—	—	—
取締役	小川 弘毅	○	○	○	○
取締役	榊田 和彦	○	○	○	○

【監査役会の構成】

役名	氏名	社外監査役	報酬諮問委員会	指名諮問委員会	特別委員会
常勤監査役	宮崎 敏	—	—	—	—
常勤監査役	鬼木 元弘	—	—	—	—
監査役	竹本 正道	○	○	○	○
監査役	片柳 彰	○	○	○	—

(注)報酬諮問委員会には社外役員として社外有識者も選任されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループは、経営の客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し、企業価値を継続的に向上させることが企業経営の要であると考えております。その実現にあたっては、経営判断事項について、“誰が、何を、どこで意思決定するのか”、“どのようにチェックするのか”を公平・公正な仕組みとして体系化することが重要と考えています。

当社は監査役会設置会社の枠組みの中で、意思決定と監督、及び効果的かつ効率的な執行業務の仕組みを構築し、企業価値の持続的な向上を図っています。

- 責任体制の明確化(執行役員制度の導入など)
- 経営の透明性・健全性の強化(報酬諮問委員会、指名諮問委員会の設置)
- 監督・監査機能の強化(独立性の高い社外取締役・社外監査役の設置)
- 意思決定機能の強化(経営会議の設置など)

これらの機能強化のため、監査役会設置会社の枠組みを基に指名委員会等設置会社の優れた機能を統合した体制としています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	2015年実績：株主総会開催日の22日前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主向けの参考資料として招集通知の英訳版を作成し、自社ホームページ海外向けサイト上や信託銀行が運営する機関投資家向け株主総会議案掲載サイト等に掲載しています。
その他	・株主総会場において、映像機器を用いて報告事項のビジュアル化を実施しています。 ・自社ホームページIRサイト上に招集通知等株主総会関連書類及び事業報告映像を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「TOTOグループ コミュニケーション方針」において、情報提供の方針を明記しています。 URL:(http://www.toto.co.jp/company/profile/philosophy/policy/index.htm) また、投資家対応に関する原則をIRポリシーとして定めホームページにて公表しています。 URL:(http://www.toto.co.jp/company/ir/disclosure/index.htm)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算・第2四半期決算発表の様子を個人投資家も見られるよう、動画配信を実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算・第2四半期決算発表時に説明会を開催しています。さらに、事業をよりご理解いただくための工場見学会や戦略説明会を適宜開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アジア、欧州、米国などにて、個別面談を中心に実施しています。また、証券会社主催の海外機関投資家に向けたカンファレンスに参加し、説明会や面談を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	日本語URL:(http://www.toto.co.jp/company/ir/) 英語URL:(http://www.toto.co.jp/company/ir_en/) 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知、報告書のほか、決算説明会に参加できない投資家のために説明会の様子を動画配信し、当日の質疑応答も掲載しています。タイムリーでフェアな開示のため、決算短信や決算説明資料に関しては、日本語に併せ英語版も同タイミングで掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長執行役員直轄の経営企画本部の下に広報部を設置し、3名のIR専任担当者を配置しています。	
その他	個人株主の皆様を主な対象に、当社の事業をより理解していただけるよう「株主の皆様へ」を発行すると共に、「招集ご通知」にも詳細な事業内容を記載しております。 URL:(http://www.toto.co.jp/company/ir/reference/report/index.htm)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

「TOTOグループ企業行動憲章」にて、ステークホルダーの定義及び、ステークホルダーの尊重について記載しています。

※「TOTOグループ企業行動憲章」は2013年6月27日改定

URL:(<http://www.toto.co.jp/company/profile/philosophy/group/index.htm>)

環境保全活動、CSR活動等の実施

1991年より「地球環境保全委員会」を設置し、地球環境保全行動計画を策定しました。以降、活動を継続しています。

2010年、従来からの環境活動をさらに加速する「TOTO GREEN CHALLENGE」をスタートしました。2014年、活動をさらにグローバル展開するため、新たに「TOTOグローバル環境ビジョン」を設け、環境問題の解決に向け活動を進めています。

URL:(<http://www.toto.co.jp/company/environment/index.htm>)

2004年に「CSR委員会」及び、CSR専任部署「CSR推進本部」を設置し、CSR活動を開始しました。2011年より、事業活動とCSR活動の戦略的統合を図るため、CSR推進部を経営企画本部内に移管し、「ESG推進部」と改称しています。

URL:(<http://www.toto.co.jp/company/csr/management/structure/index.htm>)

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「TOTOグループ コミュニケーション方針」において、情報提供の方針を明記しています。

URL:(<http://www.toto.co.jp/company/profile/philosophy/policy/index.htm#communication>)

その他

<女性の活躍の方針・取組みに関して>

2014年度の国内の女性管理職比率は5.6%です。創立100周年を迎える2017年度には10%を目指しています。そのために、女性社員の継続的な採用を進めると共に、ライフイベントがあってもキャリアを継続できるような制度(配偶者の海外転勤に伴う休職制度等)の導入を進めています。

営業職の若手女性に対しては、自身のライフプランを考えるきっかけとして、また上司には女性のライフイベント等の理解と円滑なコミュニケーション・スキル向上のための「営業女性と上司のコミュニケーション研修」を実施しています。

さらには、30~40代女性社員を対象に、課題解決力やプレゼンテーション力に磨きをかけるための、「女性ステップアップ研修」なども実施し、女性社員の能力アップの機会を設けています。国内営業においては、ショールームやコールセンター等でキャリアを積んだ女性契約社員を中心に、セールスへの転籍を推進し、正社員へ登用をしています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・TOTOグループ企業理念、TOTOグループ企業行動憲章及びTOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定を定め、これらを遵守します。
- ・取締役規定、取締役会規則及び稟議規定を定め、法令及び定款に適合した業務執行の決定及び職務執行を行います。
- ・取締役会の業務執行監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を招聘しています。
- ・「取締役法令遵守ガイド」を作成・更新し、取締役として特に留意すべき法令につき、全取締役に周知徹底を図っています。
- ・TOTOグループ外部コミュニケーション規定を定め、法令上要求される情報のみならず、ステークホルダーに影響を及ぼす情報を、公正、適時かつわかりやすく開示します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規則、経営会議規則及び稟議規定に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書を、書面又は電磁的記録により、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、10年間は見覧可能な状態を維持します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・TOTOグループリスクマネジメント規定を定め、危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決及び損害の極小化、並びに解決した危機の再発防止を図ります。
- ・代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業及び業務執行に係るリスクを把握し、管理すると共に、具体的なリスクに関する管理統括部門の設置、リスクシミュレーションの実施等により、リスク管理体制の整備及び維持を図ります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定します。
- ・取締役会による決定を要しない業務執行のうち、一定の重要な事項については、業務執行取締役等で構成される経営会議（原則として月2回開催）の審議を経て決定します。
- ・業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を実現するために「執行役員制度」を導入しています。
- ・方針管理規定を定め、経営方針を全部門に展開し、経営目標の達成を図ります。
- ・職制規定、業務分掌規定並びに会議及び委員会に関する規定を定め、職制、業務組織、会議及び委員会の権限及び職責を明確にし、業務の合理化・効率化を図ります。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・TOTOグループ企業理念、TOTOグループ企業行動憲章及びTOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定を定め、当社グループで働くすべての人が、法令及び定款に基づいて職務を執行するよう周知徹底を図ります。
- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するほか、業務執行部門から独立した内部監査室を置き、社長執行役員員の指示のもと、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び維持を図ります。
- ・コンプライアンスの手引きの配付、各事業所ごとの研修、eラーニングによる教育などを順次行い、当社グループで働くすべての人のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・当社グループで働くすべての人及び取引先の関係者が、法令違反その他のコンプライアンスに反する行為について、不利益な処遇を受けることなく通報できるよう、社内のコンプライアンス担当部門及び社外の第三者機関を窓口とする内部通報制度を整備し、運用します。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・前記「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」は、グループ会社にも適用します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の改善に努めます。
- ・グループ会社・関連会社等運営規定を定め、グループ会社における経営上の重要事項については、当社における稟議決裁、又は当社の事前承認、もしくは当社への事前報告を義務付け、当社グループにおける業務の適正を確保します。
- ・グループ会社の事業に密接な関係を持つ当社の部門を所管部門として定め、所管部門長が、当該会社の事業活動の状況を把握し必要な指導・支援を行うことにより、当社グループにおけるグループ会社の職務執行の効率性を確保します。
- ・グループ会社に取締役及び監査役を派遣し、グループ会社のガバナンスの強化を図り、経営のモニタリングを行います。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、業務執行組織から独立した、監査役直属の監査役室を設置し、管理職を含め、専任の監査役補助者を複数名配置します。
- ・監査役補助者の異動、評価等については、監査役の同意を得たうえで決定します。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び担当部門は、以下の事項につき、監査役に定期的に報告を行います。
 - イ. 当社グループの経営の状況・業績及び業績見込み
 - ロ. 重大な危機の発生
 - ハ. 内部通報制度の運用状況及び通報内容
- ・監査役が監査に必要な情報を適時に入手できるよう、以下の体制を整備します。
 - イ. 当社及びグループ会社の稟議書等、業務執行に関する主要な資料の閲覧
 - ロ. 経営会議・生販執行会議等、主要な会議への出席
 - ハ. グループ会社取締役・監査役等からの当該会社の業況聴取
- ニ. その他、監査役が適切に職務を遂行するために必要な情報の提供

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行するために必要な費用又は債務は、監査役の請求に応じて当社が支出します。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、その職務を適切に遂行できるよう、取締役及び各部門、並びに各グループ会社との意思疎通を図るため、以下のような機会を確保します。

イ. 取締役会への監査方針及び監査計画並びに監査結果の説明

ロ. 取締役との意見交換

ハ. 内部監査室・経営企画部・経理部等、監査役が適切な監査の遂行のために必要と考える部門との情報交換

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、TOTOグループ企業行動憲章において、反社会的勢力とは断固として対決する旨規定しております。

また、反社会的勢力への対応にあたっては、TOTOグループリスクマネジメント規定において下記の事項を定めております。

- ・対応統括部署:総務部
- ・所轄警察署との連携、顧問弁護士への速やかな相談
- ・民事暴力相談センターからの情報収集
- ・企業防衛マニュアルに沿った対応の周知徹底

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

大量買付行為に際して、株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大量買付者から提供される情報のみならず、当該行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の必要かつ十分な情報、及び当該大量買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するため、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、「本プラン」という)を導入しております。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請すると共に、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て(会社法第277条以下に規定されています。)の方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるといったものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」という)には、(1)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、(2)当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様が当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本プランの詳細につきましては、2013年5月20日付当社プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新について」(当社ホームページ <http://www.toto.co.jp/company/ir/securities/2013/index.htm>) をご参照ください。

なお、当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の支配に関する基本方針について取締役会において次のとおり決議いたしております。

< 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(概要) >

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業特性、並びに当社の企業価値の源泉を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることができる者であることが必要と考えております。

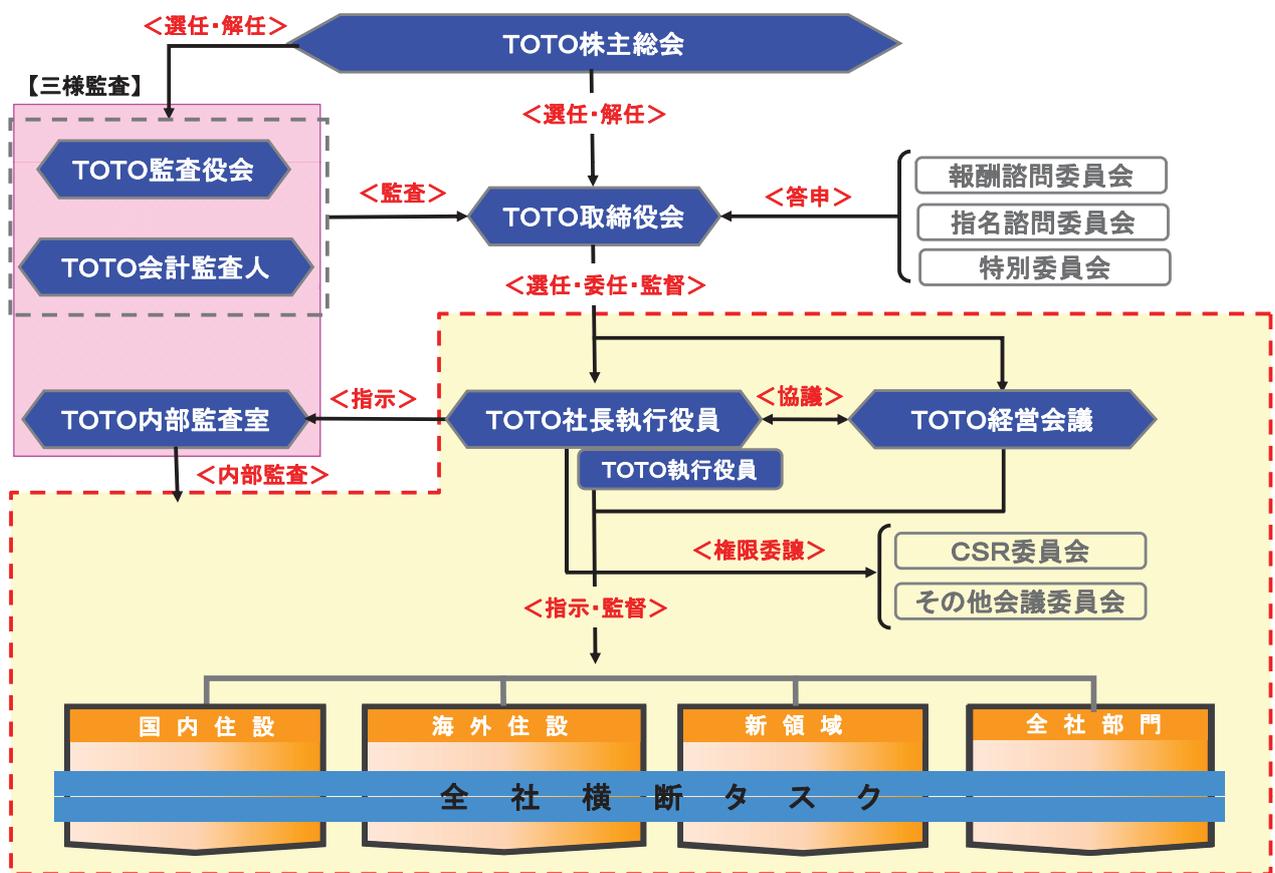
当社は、大正6年の創業以来、一貫して「社会の発展への寄与」を理念とする経営を行ってまいりました。水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化創造にあたっては、たゆまぬ研究開発と市場開拓を行い、必要な設備や人材育成に長期的投資を行うことによって、日本市場の中で、「環境配慮」を実現する節電・節水技術の開発、「清潔・快適」「ユニバーサルデザイン」を実現する素材開発、「安心・信頼」を実現するビフォア・アフターサービス体制等、総合的な事業活動による価値の創造と提供を図ってまいりました。現在では、日本市場で築いた事業モデルを活かし、米国・アジアをはじめとする世界の水まわり市場の積極開拓により、一層の価値向上を図る一方、日本の水まわり市場において確固たる地位を築いたことによる供給責任にも応えています。創業以来90余年にわたり、広く社会の発展に寄与し続けたことが、現在の当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながっています。

当社は、公開会社として、当社株券等を保有する株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様への期待に応え続けるためにも、これまでに築いた当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことなく、長期にわたって持続的に向上させていくことが必要と考えております。

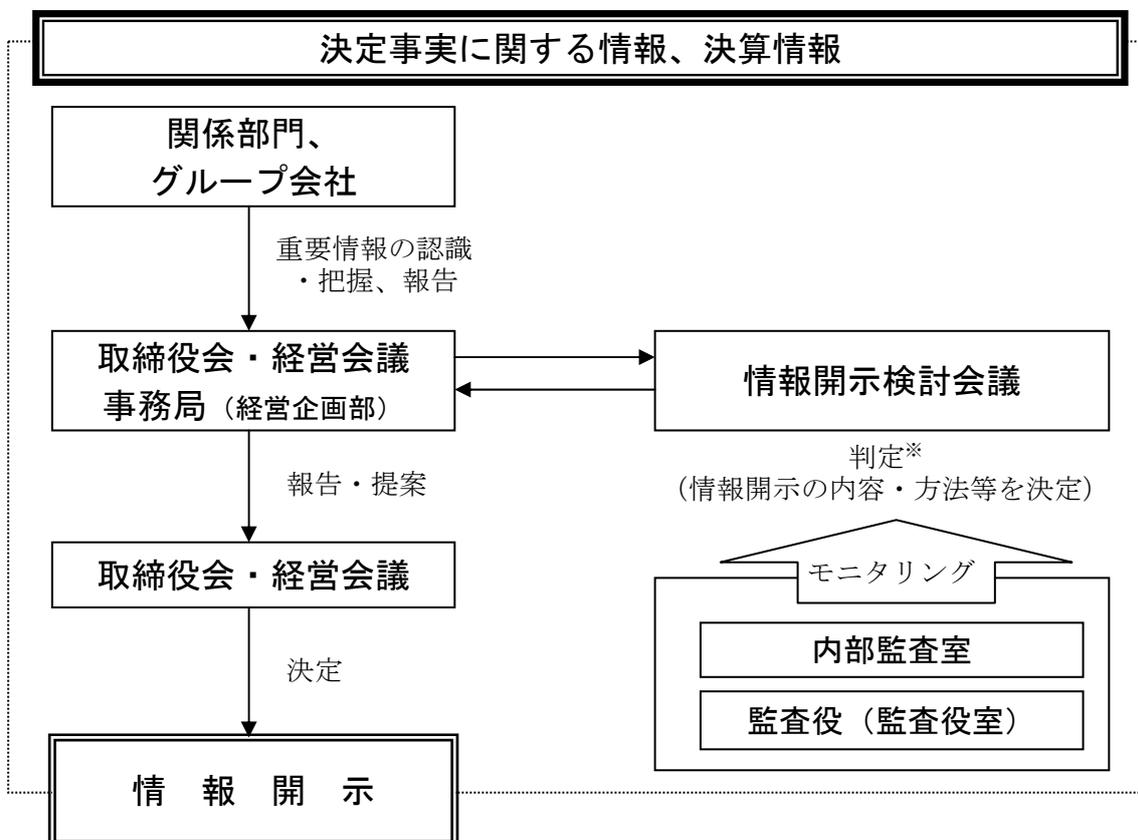
そこで、特定の者又はグループによって当社株券等の大量買付行為が行われた場合には、これまで当社の企業価値を支えていただいた株主の皆様のために、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの判断材料の提供と検討期間を確保すると共に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しないと判断される場合には一定の対抗措置を講じることができるよう大量買付行為に関する対応方針を定めておくことが必要と考えています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜参考：模式図＞2015年度ガバナンス全体図



【適時開示体制の概要】



※ 経営企画部・総務部・広報部・経理部・法務部等で内容を確認・検討する他、必要に応じ、重要情報の主管部門等の各部門および社外の専門家と協議

